

平成27年度データ提出加算に係る説明会

平成27年5月15日

厚生労働省保険局医療課

本日の説明内容

1. データ提出加算とは
2. 手続きの流れ・スケジュール
3. データの作成方法等
4. データ提出先・提出方法
5. その他(連絡事項、よくある質問等)

本日の説明内容

1. データ提出加算とは
2. 手続きの流れ・スケジュール
3. データの作成方法等
4. データ提出先・提出方法
5. その他(連絡事項、よくある質問等)

「A245データ提出加算」について

平成26年度医科点数表より

1 データ提出加算1

イ 200床以上の病院の場合 100点

ロ 200床未満の病院の場合 150点

2 データ提出加算2

イ 200床以上の病院の場合 110点

ロ 200床未満の病院の場合 160点

- 厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータが正確に作成及び継続して提出されることを評価したもの。
- 入院中に1回に限り、退院時に算定する。

データ提出加算1:

「入院データ」のみ提出

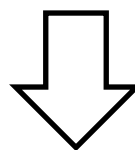
データ提出加算2:

「入院データ」+「外来データ」の提出

「DPC導入の影響評価に係る調査」とは

- もともと、DPC制度の導入の検証等を目的とした調査。
- 主に、患者ごとの「レセプト」情報と「カルテ」情報から構成。

DPCフォーマットデータを厚生労働省に提出



「A245データ提出加算」として評価

- 提出されたデータについては、個別患者を特定できないように集計した後、医療機関毎に公開される。(DPC評価分科会で公表)
- また、入院医療を担う保険医療機関の機能や役割を分析・評価するため、中央社会保険医療協議会の要請により適宜活用される。

平成26年3月5日付け保医発0305第3号

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」より

データ提出加算の施設基準

- (1)「A207診療録管理体制加算」に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2)標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め、厚生労働省が毎年実施する「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加できる体制を有すること。また、DPC調査事務局と常時連絡可能な担当者を2名指定すること。
- (3)DPC調査に適切に参加し、DPCデータの作成対象病棟に入院するすべての患者について、DPC調査に準拠したDPCフォーマットデータを提出すること。
- (4)「適切なコーディングに関する委員会」(※)を設置し、年2回以上当該委員会を開催すること。

(※) コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とする。

なお、(1)～(4)は様式40の5届出時点で満たすことは必須でなく、「様式40の7」届出時点で満たしていれば良い。

○7対1入院基本料

- ・一般病棟入院基本料
- ・特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)
- ・専門病院入院基本料

○地域包括ケア病棟入院料

○特定一般病棟入院料(注7に規定する施設基準)

DPCデータ提出に係る評価の見直しについて

- データ提出加算について、現在データ提出の対象となっていない病棟についてもデータを提出することとし、すべての病院でデータ提出加算の届出を可能とする。
- また、データ提出加算参加の機会が年1回に限られていることから、参加機会を増やす。

現行

[データ提出加算1 (入院データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 100点、ロ (200床未満) 150点
[データ提出加算2 (入院+外来データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 110点、ロ (200床未満) 160点

[算定要件]

- ・7対1及び10対1入院基本料 (一般病棟入院基本料 (一般病棟に限る。)、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料 (一般病棟に限る。)) を届け出ていること。
- ・診療録管理体制加算に係る届出を行っていること (同等の体制を有している場合を含む)。等

[対象病棟]

- ・一般病棟入院基本料 (7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料 (7対1一般病棟入院基本料、10対1一般病棟入院基本料及び精神病棟に限る。)、専門病院入院基本料 (7対1及び10対1に限る。)、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院医療管理料、小児入院医療管理料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、短期滞在手術基本料3

[参加機会]

- ・年1回 (原則5月)

改定後

[データ提出加算1 (入院データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 100点、ロ (200床未満) 150点
[データ提出加算2 (入院+外来データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 110点、ロ (200床未満) 160点

[算定要件]

- ・診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。等

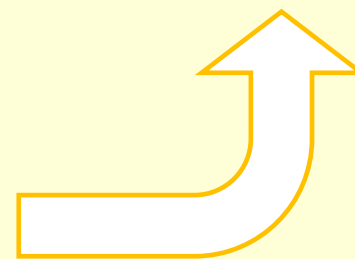
[対象病棟]

- ・全ての病棟 (短期滞在手術基本料1を除く)

[参加機会]

- ・年4回 (5月20日、8月20日、11月20日、2月20日(※))

(※)平成27年度においては2月22日



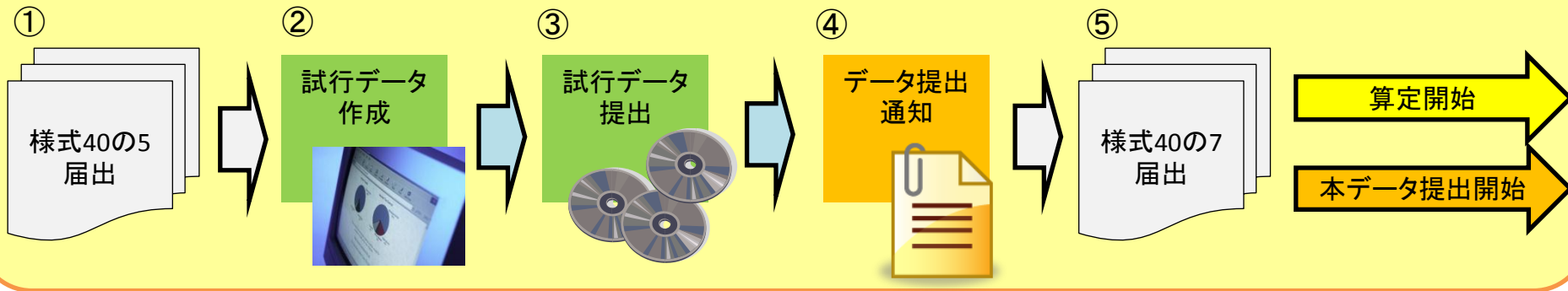
[経過措置] ※終了済

平成26年3月31日までに届出を行っている病院については、平成27年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。

本日の説明内容

1. データ提出加算とは
2. 手続きの流れ・スケジュール
3. データの作成方法等
4. データ提出先・提出方法
5. その他(連絡事項、よくある質問等)

データ提出加算算定開始までの流れ(DPC病院、DPC準備病院以外)



①様式40の5の届出

データの提出を希望する病院は、様式40の5を地方厚生(支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に届出を行う。平成27年度における届出の期限は、平成27年5月20日、8月20日、11月20日、平成28年2月22日。

②試行データの作成、③試行データの提出

様式40の5の届出期限である月の翌月から起算して2月分(4回目のスケジュールを除く。次頁参照。)の試行データをDPC調査事務局が提供する試行用形式チェックソフトにより作成し、指定する期日までにDPC調査事務局に提出する(厚生労働省が様式40の5を受領後、DPC調査事務局から各病院の連絡担当者宛に案内メールを送信する。)

④データ提出通知

試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省から各医療機関あて通知(データ提出通知)を発出する。

⑤様式40の7の届出以降

様式40の7に④のデータ提出通知を添付して、地方厚生(支)局長あて届出を行う。届出が受理された翌月の1日から加算開始となる。また、様式40の7の届出が受理された月の属する四半期から本データを提出する。

	第1回スケジュール(5/20日分)	第2回スケジュール(8/20日分)	第3回スケジュール(11/20日分)	第4回スケジュール(2/22日分)
H27度 4月				
5月	5/20日 40の5届出			
6月	試行データ作成			
7月	本データ作成			
8月	8/22日 試行データ提出	8/20日 40の5届出		
9月	データ提出通知 40の7届出	試行データ作成		
10月	10/1～ 加算開始 10/22日 本データ初回提出	本データ作成		
11月		11/22日 試行データ提出	11/20日 40の5届出	
12月		データ提出通通知 40の7届出	試行データ作成	
1月	1/1～ 加算開始	1/22日 本データ初回提出	本データ作成	
2月			2/22日 試行データ提出	2/22日 40の5届出
3月			データ提出通通知 40の7届出	試行データ作成
H28度 4月			4/1～ 加算開始	本データ作成
5月			4/22日 本データ初回提出	4/22日 試行データ提出
6月				データ提出通通知 40の7届出 6/1～ 加算開始
7月				7/22日 本データ初回提出

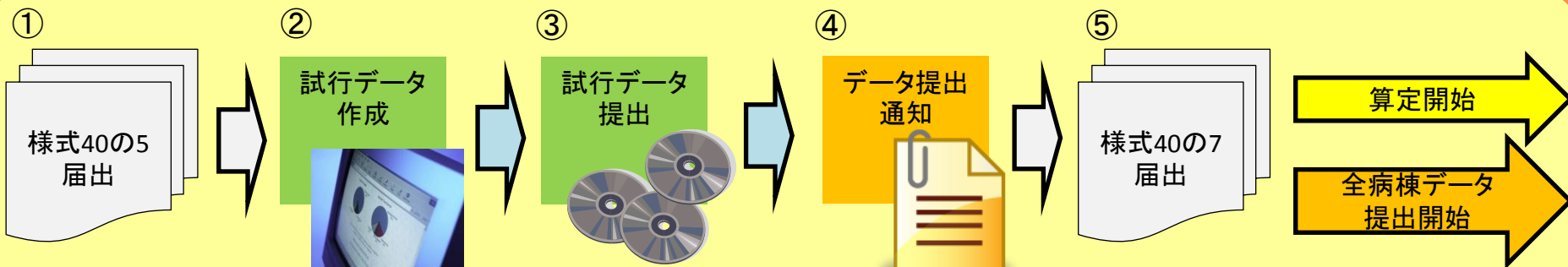
平成27年度データ提出スケジュール (新規にデータ提出加算の届出を行う場合)

(注)
 第4回目の試行データは、
「2月・3月」分のデータを提出すること。
 (3月・4月分ではない)

※ 本表における加算開始時期及び本データ作成時期は、あくまで最短のスケジュールを示したものであり、様式40の7の届出時期によって異なることに注意すること。

データ提出加算算定開始までの流れ(DPC病院、DPC準備病院)

※「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC病院又はDPC準備病院を除く。



②③ 通常提出しているデータに「その他病棟グループ」のデータも加えた全病棟のデータを試行データとしてみなす。

①様式40の5の届出

データの提出を希望する保険医療機関は、様式40の5を地方厚生(支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に届出(時期は問わない)。

②試行データの作成、③試行データの提出

様式の40の5が受領された月の属する四半期分のデータを提出する際に、通常DPC病院又はDPC準備病院として提出しているデータに「その他病棟グループ」のデータも加えた全病棟のデータを作成し、DPC調査事務局に提出する。

④データ提出通知

試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課から各医療機関あて通知(データ提出通知)を発出する。

⑤様式40の7の届出以降

様式40の7に④のデータ提出通知を添付して、地方厚生(支)局長あて届出を行う。届出が受理された翌月の1日から加算開始となる。また、様式40の7の届出が受理された月の属する四半期から全病棟のデータを提出する。

平成27年度提出スケジュール(DPC病院、DPC準備病院)

※「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC病院又はDPC準備病院を除く。

	第1四半期に40の5を届出	第2四半期に40の5を届出	第3四半期に40の5を届出	第4四半期に40の5を届出
H27年度 4月				
5月	40の5届出 試行データ作成 (全病棟)	本データ作成 (DPC病院等分)	本データ作成 (DPC病院等分)	本データ作成 (DPC病院等分)
6月				
7月	7/22 試行データ(全病棟)提出 データ提出通知	7/22 本データ(DPC病院等分)提出	7/22 本データ(DPC病院等分)提出	7/22 本データ(DPC病院等分)提出
8月	本データ作成 (全病棟)	40の5届出 試行データ作成 (全病棟)	本データ作成 (DPC病院等分)	本データ作成 (DPC病院等分)
9月	9/1～ 加算開始			
10月	10/22 本データ(全病棟)提出	10/22 試行データ(全病棟)提出	10/22 本データ(DPC病院等分)提出	10/22 本データ(DPC病院等分)提出
11月		データ提出通知 本データ作成 (全病棟)	40の5届出 試行データ作成 (全病棟)	本データ作成 (DPC病院等分)
12月		40の7届出 12/1～ 加算開始		
1月		1/22 本データ(全病棟)提出	1/22 試行データ(全病棟)提出	1/22 本データ(DPC病院等分)提出
2月			データ提出通知 本データ作成 (全病棟)	40の5届出 試行データ作成 (全病棟)
3月			40の7届出 3/1～ 加算開始	
H28年度 4月			4/22 本データ(全病棟)提出	4/22 試行データ(全病棟)提出
5月				データ提出通知 本データ作成 (全病棟)
6月				40の7届出 6/1～ 加算開始
7月	※本表における加算開始時期及び本データ作成時期は、あくまで最短のスケジュールを示したものであり、様式40の7の届出時期によって異なることに注意すること。			7/22 本データ(全病棟)提出

本日の説明内容

1. データ提出加算とは
2. 手続きの流れ・スケジュール
- 3. データの作成方法等**
4. データ提出先・提出方法
5. その他(連絡事項、よくある質問等)

提出データの概要

内容		ファイル名称	
患者別匿名化情報	簡易診療録情報	様式1 カルテ情報	
	診療報酬請求情報	医科点数表に基づく出来高点数情報 (入院及び外来)	EF統合ファイル
		診断群分類点数表により算定した患者に係る診療報酬請求情報	Dファイル レセプト情報
		医科保険診療以外の診療情報	様式4
施設情報(病床数、入院基本料等加算、地域医療指数における指定状況等)		様式3	

※ 上記の様式、ファイル作成方法は平成27年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料(以下のURL)を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=262051&name=file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000081122.pdf>

提出データ一覧

		データ提出加算1届出病院			データ提出加算2届出病院		
		DPC 対象病院	DPC 準備病院	左記以外 の病院	DPC 対象病院	DPC 準備病院	左記以外 の病院
入院患者データ	様式1(一般病棟グループ)	○	○	○	○	○	○
	様式1(精神病棟グループ)	○	○	○	○	○	○
	様式1(その他病棟グループ)	○	○	○	○	○	○
	入院EF統合ファイル、様式4	○	○	○	○	○	○
	Dファイル	○	×	×	○	×	×
	様式3	○	○	○	○	○	○
	外来EF統合ファイル	○	×	×	○	○	○

【参考】DPC制度における提出データ一覧(データ提出加算の届出を行っていない場合)

		DPC対象病院	DPC準備病院
入院患者データ	様式1(一般病棟グループ)	○	○
	様式1(精神病棟グループ)	○	○
	様式1(その他病棟グループ)	×	×
	入院EF統合ファイル、様式4	○	○
	Dファイル	○	×
	様式3	○	○
	外来EF統合ファイル	○	×

DPC対象病院及びDPC準備病院は、データ提出加算の届出を行うことで提出データが増えることに注意。(表の青色部分)

概要

一般病棟入院基本料、精神病棟入院基本料等を算定する病棟・病室への入院患者について各病棟単位で作成する簡易診療録情報。

調査項目

- 患者情報(生年月日、性別、住所地域の郵便番号)
- 入院情報(入院年月日、入院経路、救急搬送の有無等)
- 退院情報(退院年月日、退院時転帰、在宅医療の有無等)
- 診断情報(傷病名、ICD-10コード等)
- 手術情報(Kコード、麻酔方法、手術名等)
- その他診療情報(褥瘡の有無、持参薬の使用状況、ADLスコア、がんのTNM分類、JCS、肺炎の重症度等)

診療に係る情報が含まれるため、「医師」に確認する体制を構築すること。

様式1の対象病棟

グループ	入院基本料・特定入院料等
一般病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料(7対1、10対1、13対1、15対1) ・特定機能病院入院基本料(一般) ・専門病院入院基本料(7対1、10対1、13対1) ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院医療管理料 ・一類感染症患者入院医療管理料 ・小児入院医療管理料 ・短期滞在手術等基本料(3のみ) ・救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したものとみなされるもの(死亡時の1日分の入院料等を算定するもの)も含む。
精神病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病棟入院基本料(10対1、13対1、15対1、18対1、20対1) ・特定機能病院入院基本料(精神) ・精神科救急入院料 ・精神科急性期治療病棟入院料(1及び2) ・精神科救急・合併症入院料 ・児童・思春期精神科入院医療管理料
その他病棟グループ	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等入院基本料 ・短期滞在手術等基本料(2) ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・緩和ケア病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料含む) ・結核病棟入院基本料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患入院医療管理料 ・認知症治療病棟入院料 等

- 様式1入力支援ソフト(DPC調査事務局のホームページにて公開、無料)を利用する。

<http://www.prrism.com/dpc/15dpc.html>

※ ただし、試行データ作成の際は、試行データ作成用ホームページにて公開しているソフトを利用すること。

→ <http://www.prrism.com/dpc/testdatacheck2015.html>

- ベンダー各社のソフト
電子カルテと連動し様式1を作成するソフト等
を利用する。

様式1(イメージ)

キー情報	項目名	値
〇〇	入院日	20150401
〇〇	退院日	20150412
〇〇	ICD10	C187
〇〇	医療資源傷病名	S状結腸癌
〇〇		
〇〇	テモゾロミドの有無	0
△△	入院日	20150408
△△	退院日	20150422
△△	ICD10	K805
△△	医療資源傷病名	総胆管結石
△△		
△△	テモゾロミドの有無	1

- 患者単位で作成
キー情報(ヘッダー)
- データ識別番号
 - 回数管理番号
 - 診療情報統括番号
 - 様式1開始日
 - 様式1終了日

特に規定する場合を除き、原則入力は必須。
疑い病名であっても、各項目にて指定の疾患
がある場合は入力必須となる。

※各項目で指定している疾患については、調査実施
説明資料で確認すること。

- 様式1、様式4、EF統合ファイルで使用するデータ識別番号は必ず匿名化を行うこと。
- 調査期間中の識別番号は同一のものとする。

1患者 = 1データ識別番号

- 桁数が不足する場合は、当該文字列の前に“0”を必ず加えること。なお、数値型の場合、頭の“0”が消えるので文字列型にて入力すること。
- 原則、調査期間中の変更は不可。

予定・救急医療入院

- 予定入院の場合は“100”
 - 予定された再入院で、かつ、再入院時に悪性腫瘍に係る化学療法実施は“101”
 - 救急医療入院以外の予定外入院の場合は“200”
 - 救急医療入院の場合は“3**”を入力する。（**には下記の理由を記載する数字が入る）
- なお、“100”、“101”がレセプトの「予定入院」、「200」、「3**」が「緊急入院」と対応

- 01 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- 02 意識障害又は昏睡
- 03 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- 04 急性薬物中毒
- 05 ショック
- 06 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)
- 07 広範囲熱傷
- 08 外傷、破傷風等で重篤な状態
- 09 緊急手術を必要とする状態
- 10 その他上記に準ずるような重篤な状態

例) 意識障害を理由に「救急医療入院」となった場合は、“302”と入力

※救急医療管理加算1を算定する場合は「301～309」を、救急医療管理加算2を算定する場合は「310」を入力する。

※救急医療管理加算の有無に係らず、要件を満たしている場合は「救急医療入院」となる。

退院先

- 退院先については以下の通りとする。

退院先	定義
院内の他病棟への転棟	子様式1で他病棟へ転棟し、入院を継続する場合
家庭への退院(当院に通院)	引き続き当該病院の外来診療を受けるよう医師が指示した場合 等
家庭への退院(他の病院・診療所への通院)	引き続き他の病院・診療所で診療を受けるよう医師が指示した場合 患者から他の病院・診療所の診療を受けたい旨申し出が有り、医師がその必要があると認めた場合
家庭への退院(その他)	在宅医療に移行した場合、退院後診療を要しないと医師が判断した場合 等
他の病院・診療所への転院	他院へ転院(入院)した場合。(介護療養病床への転院、転棟も含む)
介護老人保健施設に入所	介護老人保健施設への入所
介護老人福祉施設に入所	介護老人福祉施設への入所
社会福祉施設、有料老人ホーム等に入所	社会福祉施設(第一種社会福祉事業を提供する施設)への入所
終了(死亡等)	死亡退院の場合 等
その他	上記以外の場合

- 転帰の判定は以下の通りとする。

転帰	定義
治癒	退院時に、退院後に外来通院治療の必要が全くない、または、それに準ずると判断されたもの。
軽快	疾患に対して治療行為を行い改善がみられたもの。原則として、その退院時点では外来等において継続的な治療を必要とするものであるが、必ずしもその後の外来通院の有無については問わない。
寛解	血液疾患などで、根治療法を試みたが、再発のおそれがあり、あくまで一時的な改善をみたもの。
不変	当該疾患に対して改善を目的として治療行為を施したが、それ以上の改善が見られず不変と判断されたもの。ただし、検査のみを目的とした場合の転帰としては適用しない。
増悪	当該疾患に対して改善を目的として治療行為を施したが、改善が見られず悪化という転帰を辿ったもの。

- 医療資源を最も投入した傷病名のICD10でDPCの頭6桁が決定する。
- 使用してよいのはA～T, Uの一部のみ。
- このうち使用してはならないICD10
 - ・ 詳細不明の寄生虫症 (B89)
 - ・ 他章に分類される疾患の原因であるレンサ球菌及びブドウ球菌 (B95) からその他および詳細不明の感染症 (B99)
 - ・ Rコード (R040、R042、R048、R049、R560、R610、R611、R619、R730を除く)

様式1の種類

- **親様式1:**
入院日から退院日までの期間で作成する。
- **子様式1:**
異なる病棟グループ間で転棟があった場合に作成する。
(病棟グループ:一般病棟グループ、精神病棟グループ、その他病棟グループがあり、入院基本料等で判断すること。19頁を参照。)
- **一連の再入院の際に作成する様式1:**
一般病棟グループ間において同一疾患で7日以内の再入院があった場合に作成する。

※入院日の考え方について

本データ作成対象月ではなく、試行データ作成対象月の初月の1日以降の入院症例とする。

同一疾患の定義

- ・前回入院の医療資源を最も投入した傷病名
- ・今回入院の入院の契機となった傷病名

2つのDPCの前2桁が同一の場合を指す。

(詳細は平成27年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料92頁参照)

例)

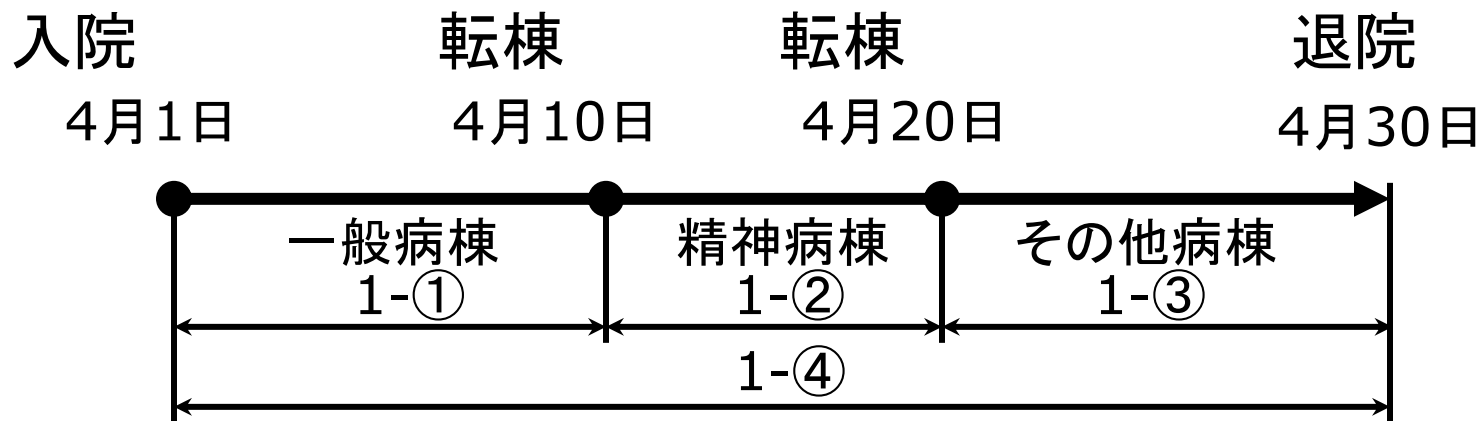
- ・前回入院の医療資源を最も投入した傷病名：C700 脳髄膜の悪性新生物
- ・今回入院の入院の契機となった傷病名：C723 視神経の悪性新生物

◎2つの傷病のDPC前2桁が01となるため、この2つは同一疾患となる

※同一疾患の定義や入院パターン等は、調査実施説明資料の記載を良く確認する事。(パターンの追記等)

様式1の作成例(1)

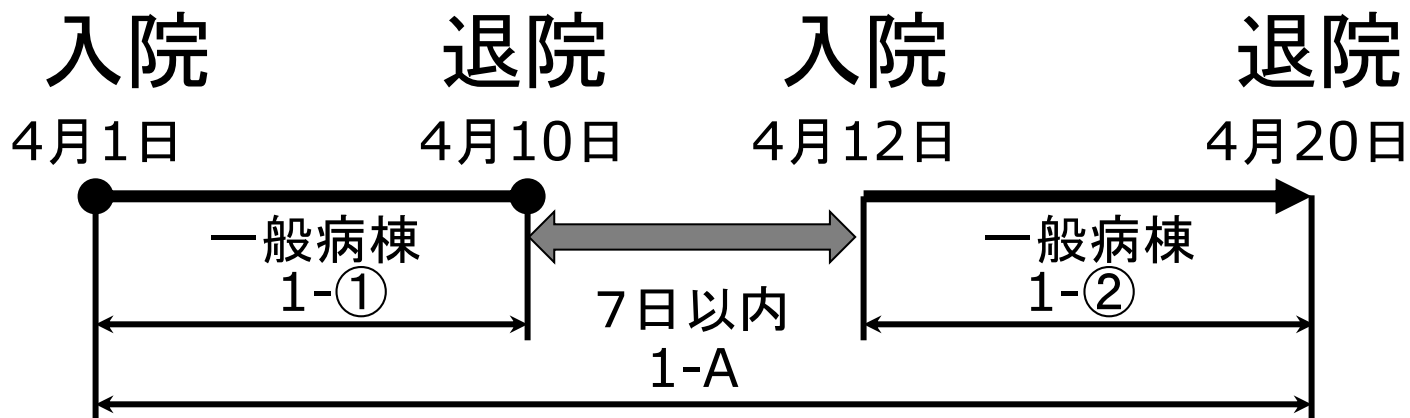
- 親様式1(入院日～退院日)・・・④
- 子様式1(一般、精神病棟、**その他病棟**の期間)・・・①②③



	統括診療 情報番号	入院年月日	退院年月日	様式1開始日	様式1終了日
様式1-①	1	20150401	00000000	20150401	20150409
様式1-②	2	20150401	00000000	20150410	20150419
様式1-③	3	20150401	20150430	20150420	20150430
様式1-④	0	20150401	20150430	20150401	20150430

様式1の作成例(2)

- 同一疾患で一般病棟グループ間で7日以内に再入院した場合、個別の様式1とともに一連とした様式1も作成。



	統括診療 情報番号	入院年月日	退院年月日	様式1開始日	様式1終了日
様式1-①	0	20150401	20150410	20150401	20150410
様式1-②	0	20150412	20150420	20150412	20150420
様式1-A	A	20150401	20150420	20150401	20150420

様式3(施設情報)について

病院の病床数や算定可能な入院基本料等加算について、月単位で入力する施設に関する情報。

様式3-1(病床数を入力)

各入院基本料及び特定入院料毎の病床数を入力する。

- 一般病棟入院基本料 340床
- 救命救急入院料 5床

等

様式3-2(入院基本料等加算の算定状況を入力)

- 入院時医学管理加算 ○
- 超急性期脳卒中加算 ×

等

様式3-3(地域医療への貢献に係る評価を入力)

- 地域連携診療計画管理料(脳卒中に限る) ×
- がん治療連携計画策定料 平成24年4月1日

等

- * 様式3は入力データフォーマットであるExcelファイルをDPC調査事務局のホームページ上で後日公開予定である（公開した際には、連絡担当者にメールにて案内する。）。
- * 様式3は上記フォーマットを用いて作成すること。なお、最終的には形式チェックソフトを実行することにより、提出用データとして他のデータと統合され同一フォルダに同梱されるため（42頁参照）、Excelファイルを個別に提出することはない。

様式3(イメージ)

様式3-1 =入力必要箇所

施設コード:

施設名:

調査年月: 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 28年 28年 28年
 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日

医療法上許可病床数を記入して下さい。

許可病床数	病床区分	許可病床数
	一般病床	
	精神病床	
	感染症病床	
	結核病床	
	療養病床	

届出病床数を記入して下さい。

届出病床数

病床総数 ※1

医療保険 総数 ※2

介護保険 総数 ※3

その他病床数 ※4

休止病床数 ※5

医療保険届出病床のうち非稼働病床数 ※6

届出入院科 種別	届出病
A100 一般病棟入院基本料	
1 7対1入院基本料	
2 7対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	
3 10対1入院基本料	
4 10対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	
5 13対1入院基本料	
6 13対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	
7 13対1入院基本料	
8 13対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	
9 特別入院基本料	
10 特別入院基本料(夜勤時間超過減算)	
届出病床のうち非稼働病床数 ※6	

様式3-2 =入力必要箇所

施設コード:

施設名:

調査年月: 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 28年 28年 28年
 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日

算定している入院基本料加算等に該当する場合は「○」を該当しない場合は「×」を
入院基本料加算等

A200 総合入院体制加算(1日につき)

1 総合入院体制加算1

2 総合入院体制加算2

A204 地域医療支援病院入院診療加算(入院初日)

A204-2 臨床研修病院入院診療加算(入院初日)

1 基幹型

2 協力型

A205 救急医療管理加算(1日につき)

A205-2 超急性期臨中加算(入院初日)

A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算(入院初日)

A206 在宅患者緊急入院診療加算(入院初日)

1 他の保険医療機関との連携により在宅療養支援診療所(区分番号0000に掲げる退院時共同指導科1)に拠する在宅療養支援診療所をいう。)を
 業支援病院(区分番号0000に掲げる住診科の注1に規定する在宅を
 をいう。)(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の体制を確保し
 療機関において、当該他の保険医療機関の求めに応じて行う場合又
 援方支援病院(区分番号0012に掲げる在宅患者共同診療科の注1
 宅療養後方支援病院をいう。)が他の保険医療機関の求めに応じて
 2 連携医療機関である場合(1の場合を除く。)

A207 診療録管理体制加算(入院初日)

1 診療録管理体制加算1

2 診療録管理体制加算2

様式3-3 =入力必要箇所

施設コード:

施設名:

調査年月: 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 27年 28年 28年 28年
 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日

「地域医療への貢献に係る評価」			
評価項目	評価要件	評価日	評価日/研修終了日
1 届卒中地域連携	地域連携診療計画管理料(届卒中に限る) 地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)(届卒中に限る) 地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)(届卒中に限る)		
2 がん地域連携	がん治療連携計画策定料 がん治療連携指導料		
4 救急医療	① 医療計画上で定められている二次救急医療機関であって、病院群輪番制への参加施設である。 ② 医療計画上で定められている二次救急医療機関であって、共同利用型の施設である。 ③ 救急救急センターである。	指定日	
5 災害時における医療	① 災害拠点病院の指定を受けている。 ② 災害派遣医療チーム(DMAT)にかかる指定を受けている。 日本DMATの研修終了日 ③ 新型インフルエンザ等対策に係る指定地方公共機関の指定を受けている。	指定日/研修終了日	
6 へき地の医療	① へき地医療拠点病院の指定を受けている。 ② 社会医療法人許可におけるへき地医療の要件を満たしている。	指定日等	
7 周産期医療	① 総合周産期母子医療センターの指定を受けている。 ② 地域周産期母子医療センターの認定を受けている。	指定日/認定日	
8 がん診療連携拠点病院等	① 都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受けている。 ② 地域がん診療連携拠点病院の指定を受けている。 ③ 都道府県認定がん診療連携拠点病院の認定を受けている。 ④ 小児がん拠点病院の指定を受けている。 ⑤ 地域がん診療病院の指定を受けている。 ⑥ 特定領域がん診療病院の指定を受けている。	指定日/認定日	

様式3は平成27年度調査用に整えた上で追ってホームページ上で様式を公開するため、それをダウンロードして入力すること。

概要

診療報酬請求情報が、医科の保険診療実績データに限られるため、他の支払いが併用される場合の関連情報の調査票。

調査項目

- 1 医科レセプトのみ
- 2 歯科レセプトあり
- 3 保険請求なし(自費等)
- 4 保険と他制度との併用
- 5 その他(臓器提供者等)

1~5を選択する。

様式4の作り方

施設コード	9桁の半角数字（都道府県番号+医療機関コード）		
データ識別番号	10桁の半角数字（満たない場合は前ゼロ追加）		
入院年月日	yyyymmdd		
退院年月日	yyyymmdd		
医療保険外との 組合せ	該当するものを下記のコードにより入力		
	コード	区 分	内 容
	1	医科レセプトのみ	医科レセプトのみの場合、市販後調査、保険優先公費と医科レセプトの併用
	2	歯科レセプトあり	歯科レセプトのみ、医科レセプトと歯科レセプトの併用
	3	保険請求なし	100%企業負担の治験、学用100%、他制度（公害レセ、労災レセ、自賠責）のみ。正常分娩、人間ドック等の自費のみ
	4	保険と他制度の併用	公害レセ、労災レセ、自賠責と医科レセプトの組み合わせ療養費のうち、治験、先進医療
5	その他	臓器提供者等、上記"1"～"4"以外の症例	

- (1) データはテキストファイルタブ区切りとする。
- (2) 様式4の入力データフォーマット（エクセルファイル等）は配布しない。

様式4(イメージ)

データ 識別番号	入院 年月日	退院 年月日	医科保険外との 組み合わせ
0100000002	20150401	20150407	1
0100000003	20150402	20150415	1
0100000004	20150402	20150510	1
0100000005	20150402	20150520	1
0100000006	20150403	20150611	4
0100000007	20150404	20150612	1
0100000008	20150406	20150702	3

医科保険と他保険の併用 自費



概要

医科点数表に基づく出来高による診療報酬の算定情報が入力されたもの。(仮に出来高病院であったとしたらどのような請求になるか、データとして入力されたもの)

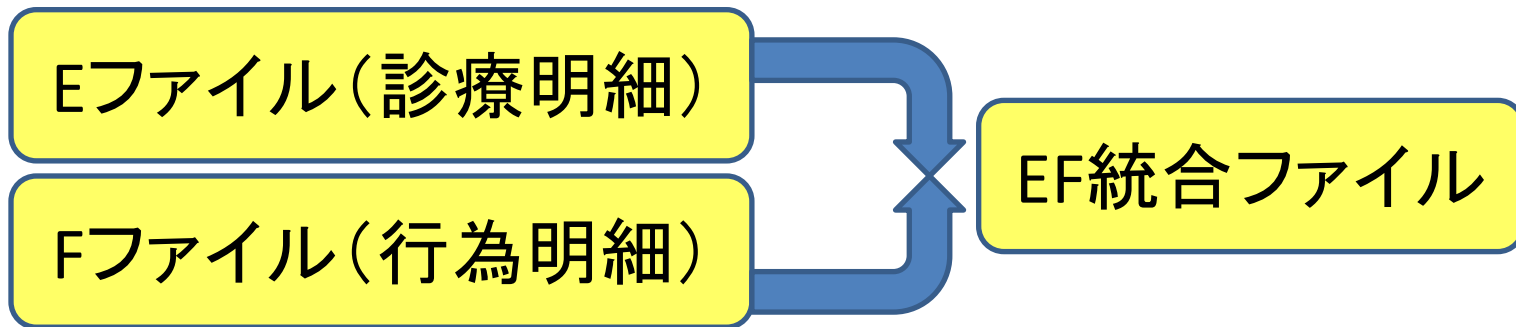
※ (自費診療のみ、労災・公害・その他保険のみの患者等は対象外)

調査項目

- ・ 入退院年月日
- ・ 一連の診療行為
- ・ 一連の診療行為で使用された医薬品等の名称や使用量

等

EF統合ファイル作り方



- ・Eファイル(診療明細)及びFファイル(行為明細)については、レセコンから出力するのが一般的。
- ・EファイルとFファイルを作成後、EFファイル統合ソフト(DPC調査事務局のホームページにて公開・無料)を用いてEF統合ファイルを作成する。

→<http://www.prrism.com/dpc/15dpc.html>

※ ただし、試行データ作成の際は、試行データ作成用ホームページにて公開しているソフトを利用すること。

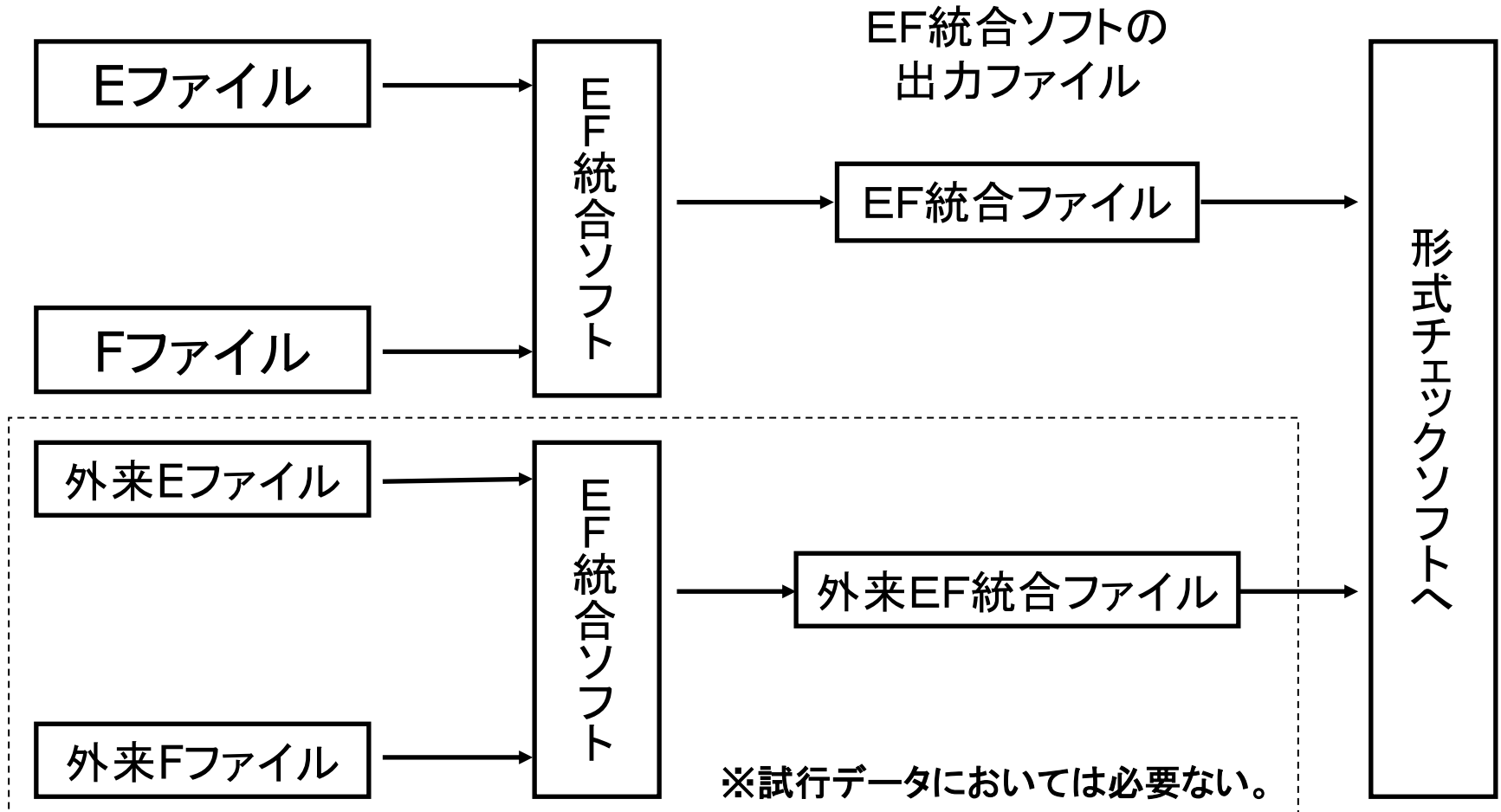
→<http://www.prrism.com/dpc/testdatacheck2015.html>

EF統合ファイル(イメージ)

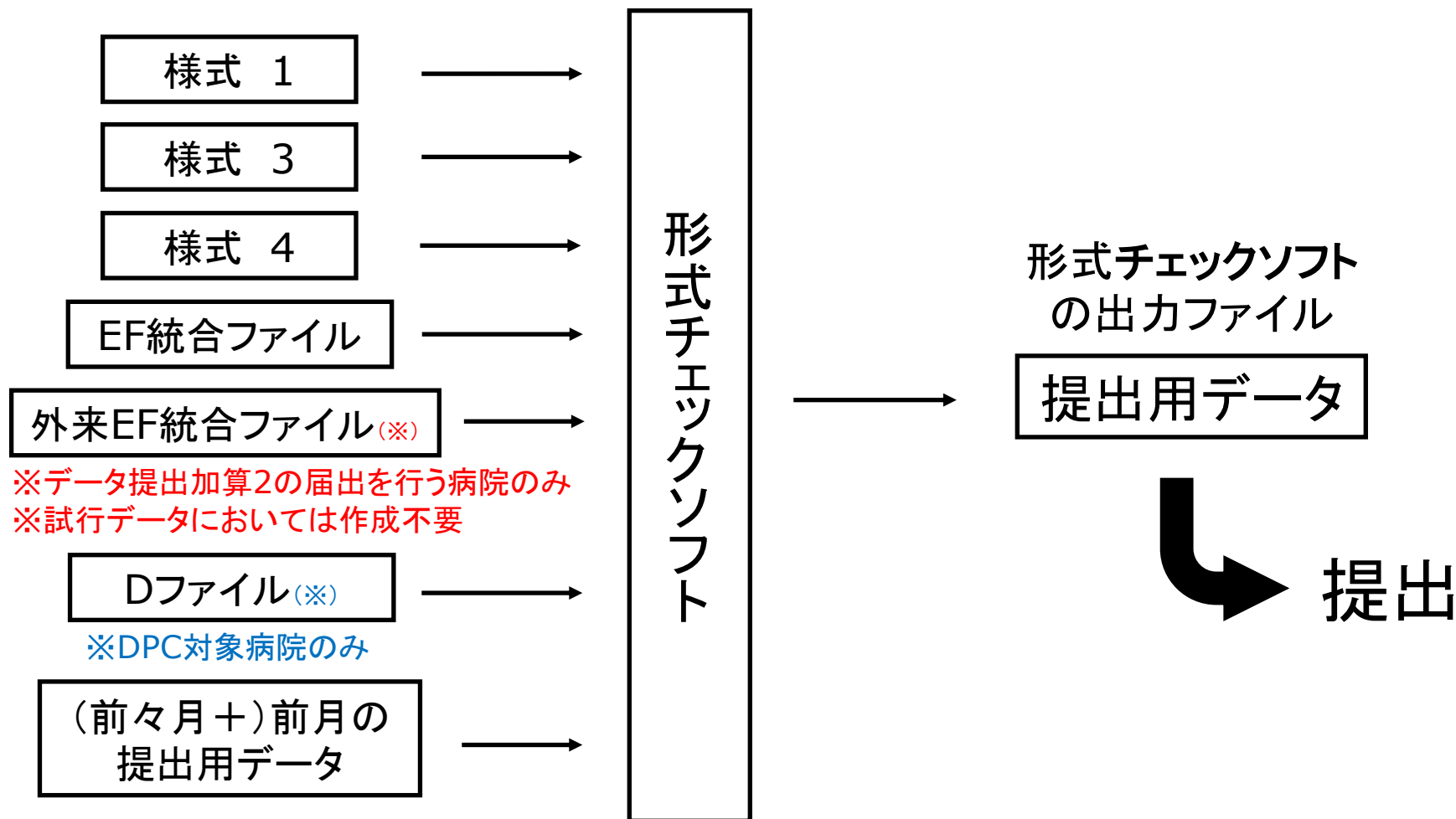
EF-5	EF-6	EF-7	EF-8	EF-9	EF-11	EF-12	EF-13	EF-14	EF-15	EF-24	EF-25	EF-26	EF-27	EF-28
データ区分	順序番号	行為明細番号	病院点数マスタコード	レセプト電算コード	診療明細名称	使用量	基準単位	明細点数	円点区分	実施年月日	レセプト科区分	診療科区分	医師コード	病棟コード
50	0001	000	502331	150253010	水晶体再建術(眼内レンズを挿入する場合)	0	000	0	0	20150624	26	230	603808	N07
50	0001	001	788005	810000000	右	0	000	0	0	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	002	502331	150253010	水晶体再建術(眼内レンズを挿入する場合)	0	000	12100	0	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	003	431709	620003739	セファメジンα点滴用キット1g(生理食塩液100mL付)	1	051	876	1	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	004	356530	661310031	エコリシン眼軟膏	0.5	033	18.35	1	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	005	359169	620006397	オペガンハイ0.85眼粘弾剤1%0.85mL	1	047	9351.6	1	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	006	384267	660462011	ヒーロンV0.6 2.3%0.6mL	1	047	11750.5	1	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	007	431536	643310183	生理食塩液 100mL	2	019	194	1	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	008	441020	642450055	デカドロン注射液 3.3mg	1	022	203	1	20150624	NULL	230	603808	N07
50	0001	009	422094	620003210	ゲンタシン注40 40mg	1	022	358	1	20150624	NULL	230	603808	N07

1行に1診療行為ごとの情報が記入される。

EF統合ソフトについて



形式チェックソフトについて



【注意】

「提出用データ」は、単月単位で生成されることから、前月分(又は前々月分)は同梱されない。各月ごとに形式チェックソフトを実行し、提出用データを生成する必要があることに注意すること。

(本データの場合は3つのファイル、試行データの場合は2つのファイルを生成し提出することになる。)

配布ソフトについて

ソフトウェア名	配布時期	配布方法
EF統合ソフト	6月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・全てDPC調査事務局のホームページにて公開するので、各自ダウンロードして利用すること。 ・試行データ作成に使用するソフトは、試行データ作成用ホームページにて公開するものを各自ダウンロードして利用すること。 (厚生労働省が様式40の5を受領後、DPC調査事務局から各病院の連絡担当者宛に案内メールを送信するので、それに従うこと。)
形式チェックソフト	6月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1入力支援ソフト使用を希望する場合は、パスワードが必要となるため、 <ul style="list-style-type: none"> ①新規でデータを提出する病院 DPC調査事務局から上記案内メールを受信した後に、DPC調査事務局宛パスワード発行依頼を行う ②既にデータ提出を行っている病院 担当者は既に登録されているため、使用を希望するタイミングで、パスワード発行依頼を行う
様式1入力支援ソフト (使用は任意)	別途	<ul style="list-style-type: none"> 必要がある。その際には「H27様式1入力支援ソフト_インストールマニュアル」を参照すること。

- 本データと比較して、調査内容（対象となる病棟や様式の種類等）及び提出方法に違いはない。
→ 本データの仕様の通りに作成すること。
（ただし、一部作成対象症例の範囲などに異なる部分があるため、次頁をよく参照のうえ作成すること。）
- 外来EF統合ファイルの提出は不要。
（データ提出加算2の届出を希望する病院であっても、試行データにおいては提出不要である。）
- 試行データの集計・公表等を行わない。

試行データの作成について

様式1

・様式1作成対象症例

試行データ作成対象月の初月の1日入院症例から作成を開始し、
試行データ作成対象月2ヶ月間における退院転棟症例を様式1作成対象
症例とする。

	様式40の5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式1の作成対象症例	
			入院日	退院転棟日
第1回目	5月20日	6月、7月	平成27年6月1日～	平成27年6月、7月
第2回目	8月20日	9月、10月	平成27年9月1日～	平成27年9月、10月
第3回目	11月20日	12月、1月	平成27年12月1日～	平成27年12月、平成28年1月
第4回目	2月22日	2月、3月	平成28年2月1日～	平成28年2月、3月

様式3

・試行データ作成対象月の各月1日時点の病床数等の情報を入力。

様式4

・試行データ作成対象月退院症例全て必要(自費患者等も含める)。

EF統合ファイル(入院のみ)

・試行データ作成対象月入院中症例の医科保険診療項目全て必要。

様式4、EF統合
ファイルの提出
範囲は様式1と
異なる。

本日の説明内容

1. データ提出加算とは
2. 手続きの流れ・スケジュール
3. データの作成方法等
- 4. データ提出先・提出方法**
5. その他(連絡事項、よくある質問等)

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1

霞が関コモンゲート西館20階

株式会社健康保険医療情報総合研究所内

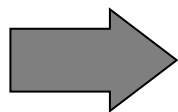
DPC調査事務局 行

☆ 提出媒体はMO,CD-R,DVD-R,DVD+Rのいずれかとする
こと。

詳細は調査実施説明資料を参照。

データの提出方法

- ① 「提出日」及び「配送状況」がインターネット上で送付側（医療機関）・受領側（DPC調査事務局）の双方向で確認できる方法であること
- ② 対面による受け渡し時、双方のサインが必要となる方法であること



条件を満たす次ページに記した事業者および配達形態のうち可否が○印のいずれかを利用し、インターネット上で提出日の確認が可能なサービスによりデータを提出すること。

※上記とは異なる方法を利用した場合、提出日の確認が出来ないことから、期限内に提出したとはみなされない。

データの提出方法

配達事業者	配達形態	可否	備考
佐川急便株式会社	飛脚メール便	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	宅配便・航空便	○	
	飛脚特定信書便	○	
	飛脚ジャストタイム便	○	
西濃運輸株式会社	宅配便・航空便	○	
日本通運株式会社	宅配便・航空便	○	
福山通運株式会社	宅配便・航空便	○	
ヤマト運輸株式会社	クロネコDM便	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	ネコポス	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	宅急便コンパクト	○	
	宅配便・航空便	○	
日本郵便株式会社	普通郵便	×	前頁の発送方法の要件①、②をいずれも満たしていないため
	特定記録郵便	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	簡易書留	○	
	書留	○	
	ゆうパック	○	
	新特急郵便(普通)	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	新特急郵便(書留)	○	
	配達時間帯指定郵便(普通)	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	配達時間帯指定郵便(書留)	○	
	レターパックライト	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため
	レターパックプラス	○	
	ポストケット	×	前頁の発送方法の要件②を満たしていないため

データ提出に係る注意事項

- 調査実施説明資料において指定する方法により期限内に提出された場合であっても、データが保存されていない場合、別のデータが保存されていた場合等必要なデータが提出されていない場合は「未提出」として取扱う。

【過去に発生した主な事例】

事 例	具体例	取扱い	備 考
1 提出された電子媒体に必要なデータが保存されていなかった。	①媒体に何もデータが保存されていなかった。 ②形式チェックソフト実行後の「提出用データ」でなく、元ファイルが保存されていた。 ③データ提出加算2の届出を行っているが、外来データが入っていなかった。 ④提出対象月のデータが保存されていなかった。	未提出	
2 提出された電子媒体が破損しており、データを閲覧できなかった。	機種依存文字の使用により文字化けが発生していた。	提出	
3 提出されたデータにウイルスが混入されていた。	提出されたデータにウイルスが混入しており、データ抽出が途中で中断。DPC調査事務局でウイルスを除去し作業を継続した。	提出	

データ提出に遅延等が認められた場合の取扱いについて

- データの提出(データの再照会に係る提出も含む。)に遅延等が認められた場合は、データ提出締切月の翌々月について、当該加算は算定できない。

※ 「遅延等」とは、以下を指す。

- ①提出遅延：定められた提出期限までに提出されていない。
- ②提出方法不備：定められた提出方法で提出されていない。
- ③提出データ不備：定められた形式で提出されていない。(提出すべきデータが格納されていない、または不足している場合を含む。)

※ DPC QA12-7より

- 包括評価対象分については、当該月診療分のデータ提出加算にかかる機能評価係数 I を医療機関別係数に合算せずに算定すること。
また、包括評価対象外の患者については、当該月の診療分において、医科点数表に基づき、退院時に「A245 データ提出加算」を算定することができない。

- 各調査年度において、累積して3回データ提出の遅滞等が認められた場合は、適切な提出が行われていないことから、同時点で当該届出を無効とする。

- 次回以降のスケジュールで試行データの再提出を希望する場合は、再度様式40の5を地方厚生(支)局に届け出ることから手続きをやり直すこと。
- 詳細な手続きについては、試行データ合否連絡の際に、厚生労働省保険局医療課より個別に各病院に指示する。

本日の説明内容

1. データ提出加算とは
2. 手続きの流れ・スケジュール
3. データの作成方法等
4. データ提出先・提出方法
5. その他(連絡事項、よくある質問等)

調査に関する連絡方法等について

医療機関への調査に関する連絡については、原則として、登録されている2名の連絡担当者へのメールによる連絡のみとする。

- 必ず、常にメールを確認できる実務担当者を連絡担当者に登録すること。
(ソフトのバージョンアップ等の重要なメールを随時配信するため、メール確認は病院の責任で確実に実施すること。)
- 調査に関し不明な点は、まずはDPC調査事務局のホームページに掲載されている資料を確認した上で、必要があれば下記メールアドレスまで問い合わせること。(電話による問い合わせは受け付けていない。)

dpc@prism.com

- * 当日16:30までに問い合わせのあった質問については、基本的には当日中に返信する。
- * 提出物の到着確認は配達記録等で各病院にて確認すること。

加算1から加算2へ届出を変更する際の手続きについて

- (1) すでにデータ提出加算1の届出を行っている病院が、加算1から加算2への変更を希望する場合は、様式40の7により届出を行うこと。この場合、以下に該当する病院は、データ提出通知の写しを添付する必要はない。
- ・ 平成24年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であった病院
 - ・ 平成26年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であり、平成26年度において「その他病棟グループ」に係る届出を行っていないため、様式40の5及び試行データの提出を行うことなく様式40の7の届出を行った病院
 - ・ 平成27年度において、「その他病棟グループ」に係る届出を行っていないDPC対象病院又はDPC準備病院であって、様式40の5及び試行データの提出を行うことなく様式40の7の届出を行った病院
- (2) 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日までに提出すること。
- 注) データ提出加算2の届出を行っている保険医療機関が外来データを提出しないものとして、データ提出加算1へ届出を変更することはできない。

施設名、住所及び連絡担当者の変更の際の手続きについて

(1) 施設名、住所の変更

① DPC 対象病院及びDPC 準備病院

「DPC制度への参加等の手続きについて」(平成26年3月27日付け保医発0327第2号)に定める別紙14「DPC 対象病院等名称変更届」を地方厚生(支)局へ提出すること。

② ①以外の病院

DPC調査事務局のホームページからファイルをダウンロードし、変更内容を入力した上で、以下のメールアドレスに送信すること。なお、メールの件名は事情に応じて「施設名の変更」、「住所の変更」又は「施設名及び住所の変更」とし、本文にはその旨を記載すること。

・送付先メールアドレス：dpc@prism.com

(2) 連絡担当者の変更

DPC調査事務局のホームページからファイルをダウンロードし、変更内容を入力した上で、以下のメールアドレスに送信すること。なお、メールの件名は「連絡担当者の変更」とすること。(DPC対象病院、DPC準備病院、それ以外の病院で共通の手続きである。)

・送付先メールアドレス：dpc@prism.com

- 年度単位で、一括してデータ返却を行う予定
- 調査終了まではデータ返却を行わないので、データのバックアップを行うこと
- 不備等があった場合であっても、データの返却はしない。

DPC調査事務局のホームページについて

DPC調査に関連する資料は、全てまとめてDPC調査事務局のホームページで公開しているため、疑問が生じた場合等は、まずはこちらをよく参照すること。

→ <http://www.prrism.com/dpc/15dpc.html>

【主な掲載内容】

- 平成27年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料
 - 様式3の入力フォーマットExcelファイル
 - DPC/PDPS傷病名コーディングテキスト
 - 連絡担当者の登録・変更
 - 各種プログラム(随時更新予定)
 - ・様式1入力支援ソフト
 - ・形式チェックソフト
 - ・EFファイル統合ソフト
- 等

※ 試行データ作成用ホームページは下記のとおり。試行データの作成に当たってはこちらをよく参照すること。

→ <http://www.prrism.com/dpc/testdatacheck2015.html>

- 退院時転帰
- 入院時意識障害がある場合のJCSについての質問

〇〇〇の場合はどのようなようになるのか？



転帰・JCSについては医師と相談の上、
各医療機関で確定させること

データ作成に係るよくある質問(2)

- DPC算定の疑義に関する質問
例：〇〇という手技も包括範囲に含まれるのか等
- 出来高算定の疑義に関する質問
例：〇〇と〇〇を同時算定できるのか



DPC調査事務局では算定の疑義は回答しない。
調査に関する質問のみ回答する。

算定に関する疑義は出来高と同様に地方厚生(支)局の事務所に問い合わせること。

データ作成に係るよくある質問(3)

- ICD10コーディングに関する質問

〇〇病、□□病のICD10コードは？



ICD10については、医師と相談の上、各医療機関で確定させること

(参考)

- 「傷病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)」
- 「DPC／PDPS傷病名コーディングテキスト(保険局医療課)」

その他、参考として標準病名マスター作業班「病名くん」を利用する方法もある。

【注意】

○提出媒体のラベル記載ミス
何のデータを提出するのか明確にすること。

○データ識別番号の匿名化未処理による提出
必ず匿名化処理を実施すること。

こちらに誤りがあると、
データ提出遅延等に該当
するため、十分注意する
こと。

○提出データの誤り(コピーミスや提出月漏れ)

- ・必要なファイルのみを提出すること。
- ・提出前に媒体の中身を再度確認すること。

※ 「提出用データ」を媒体にコピーしたPCとは別のPCで確認するなどの方法により、「提出用データ」が確実に媒体にコピーされているかを必ず確認すること。(「提出用データ」は暗号化されており開くことはできないので、媒体に「提出用データ」が保存されているかどうかを確認すること。)

- ・配達方法についても十分に注意すること。

様式40の5の記載方法について

様式40の5

DPCデータ提出開始届出書

1. A245データ提出加算に関する施設基準（該当する項目にチェックをすること。）^(※1)

- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- 「DPC導入の影響評価に関する調査」に適切に参加できる。
- 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。
- DPCデータ作成対象病棟のデータを提出する体制を整備したこと。

2. 病床数^(※2)

一般病床	床
精神病床	床
感染症病床	床
結核病床	床
療養病床	床
計	床

3. データ作成開始日^(※3)

平成 年 月 日

上記のとおり届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

該当する項目にチェックすること。
ただし、当該届出時点で全てを満たしていなければならないわけではない。
(様式40の7の届出を行う時点では全て満たす必要がある。)

医療法上の許可病床数を記載すること。

①新規で届出を行う病院

→試行データの作成開始日を記載すること。

(例)8月20日×切の第2回目スケジュールで届出を行う場合は、
試行データ作成は9月、10月の2月となるので、「平成27年
9月1日」と記載する。

②新規で届出を行うDPC対象病院又はDPC準備病院

→様式40の5の届出を行う月の属する四半期の初日を記載すること。

(例)5月に届出を行う場合、4～6月分のデータを試行データと見なすため、「平成27年4月1日」と記載する。

様式40の5の記載方法について

事項	担当者1 ^(※4)	担当者2 ^(※4)
保険医療機関名		
所属部署		
役職		
氏名		
電話番号		
FAX番号		
E-mail		

(注意事項)

- ※1 施設基準を全て満たした上で届出を行う病院は、データ作成を開始する月の前月の20日までに地方厚生(支)局医療課長を經由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
なお、平成26年3月31日までに当該加算の届け出を行っている病院が、DPCデータ作成対象病院(第1節の入院基本料、第3節の特定入院料及び第4節の短期滞在手術基本料(A400短期滞在手術等基本料1を除く。))のデータを提出する場合には当該届出書を提出すること。
- ※2 病床数は、許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する病床数を記載すること。
- ※3 データ作成開始日は、データ作成開始月の初日を記載すること。
- ※4 担当者2名について、DPC対象病院及びDPC準備病院は、「DPC導入の影響調査に関する調査」に係る連絡担当者としてDPC調査事務局に登録している担当者を記載すること。

○必ず担当者を2名設定し、記載すること。なお、DPC対象病院、DPC準備病院については、すでにDPC調査事務局に登録している担当者を記載すること。

○連絡漏れを防ぐため、2名別々のE-mailアドレスを記載すること。(ただし、個人メールアドレスがなく病院の代表アドレスしか有さない場合など、アドレスを2つ設定できない事情がある場合は、2名同じアドレスを記載しても差し支えない。)

※なお、DPC調査事務局において担当者登録が完了すると、登録完了及び配布ソフト案内のメールが各医療機関担当者あて送信される。

【その他注意事項】

○様式40の5は地方厚生(支)局医療課に提出すること。
(厚生労働省に直接送付しないこと。)

○様式40の5の届出後に担当者に変更が生じた場合は、スライド56のとおり手続きを行うこと。(再度様式40の5を用いて届出を行う必要はない。)